四　見解
五　［略］
六　［略］

（委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会）

第二十七条　［略］

２　委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第二条に規定する意思の表出（見解及び報告を除く。）に関してはこの限りでない。

別表（第二条関係）

種類	表出主体	定義
［略］		
提言	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表すること。
見解	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが科学的知見に基づき専門的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表し、又は、社会的な議論を喚起するため多様な意見を提示すること。
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

［号を加える。］

四　［同上］
五　［同上］

（委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会）

第二十七条　［同上］

２　委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第二条に規定する意思の表出（提言及び報告を除く。）に関してはこの限りでない。

別表（第二条関係）

種類	表出主体	定義
［同上］		
提言	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが実現を望む意見等を発表すること。
［項を加える。］		
［同上］		